中小企業労働力確保法に基づく改善計画の申請の流れ

中小企業事業主

↓

助成金制度等の相談

⇒ **職場定着支援助成金**
（中小企業団体助成コース）

⇒静岡労働局
職業安定部職業対策課
TEL: 054-271-9970
（職業対策課分室
TEL: 054-653-6116）

↓

改善計画認定申請書の作成相談

・メール、電話、訪問での相談に対応いたします。
※申請書を作成しましたら、一度労働政策課で添削をいたしますのでご連絡ください。

⇒ 静岡県　経済産業部　就業支援局
労働雇用政策課　労働政策班
TEL: 054-221-2338

住所：静岡市葵区追手町９番６号
（県庁東館７階西側）

↓

改善計画認定申請書の提出

・電話でご予約ください。
・提出は県庁で受理します。その際面談も併せて行います。
・書類審査・現地調査等の後、認定された計画について通知書を送付します。

↓

助成金支給申請書の作成・提出

⇒ **職場定着支援助成金**
（中小企業団体助成コース）

⇒静岡労働局
職業安定部職業対策課
TEL: 054-271-9970
（職業対策課分室
TEL: 054-653-6116）

↓

改善計画実施状況等、報告の提出

・「労働力需給及び雇用管理状況報告」については、認定から１か月以内と改善計画期間終了後の年度末に提出。
・「改善計画実施状況報告」については、改善計画期間が終了する年度末まで毎年提出。

⇒ あて先　（報告書は郵送可）
静岡県　経済産業部　就業支援局
労働雇用政策課　労働政策班
TEL: 054-221-2338
住所：静岡市葵区追手町９番６号
（県庁東館７階西側）